

技 第 2 0 3 号 の 1
平成 1 8 年 2 月 1 3 日

県土整備部各課
各出先機関の長 様

技術管理課長

「電子納品運用ガイドライン(案)」の改訂について (通知)

電子納品については、平成 1 5 年 4 月から試行が開始され、平成 1 9 年度までに全ての事業に導入する予定であります。県土整備部で準拠している国土交通省の「電子納品運用ガイドライン(案)」が改訂されたこと、併せて現在試行している電子納品の受発注者等の意見等を踏まえ、現行の「電子納品運用ガイドライン(案)」を別添のとおり改訂したので通知します。

なお、改訂した「電子納品運用ガイドライン(案)」の適用月日等は、下記のとおりですので留意願います。

記

1. 適用月日 平成 1 8 年 4 月 1 日以降契約を締結する案件からとする。
2. そ の 他
 - ・改訂概要及び留意事項は、別紙のとおり。
 - ・改訂したガイドラインは、県庁ホームページからダウンロードして下さい。
http://www.pref.chiba.jp/syozoku/i_gikan/densi_noohin/noohin_top.htm

電子納品運用ガイドライン（案）の改訂概要および留意事項について

平成18年2月

改訂の背景

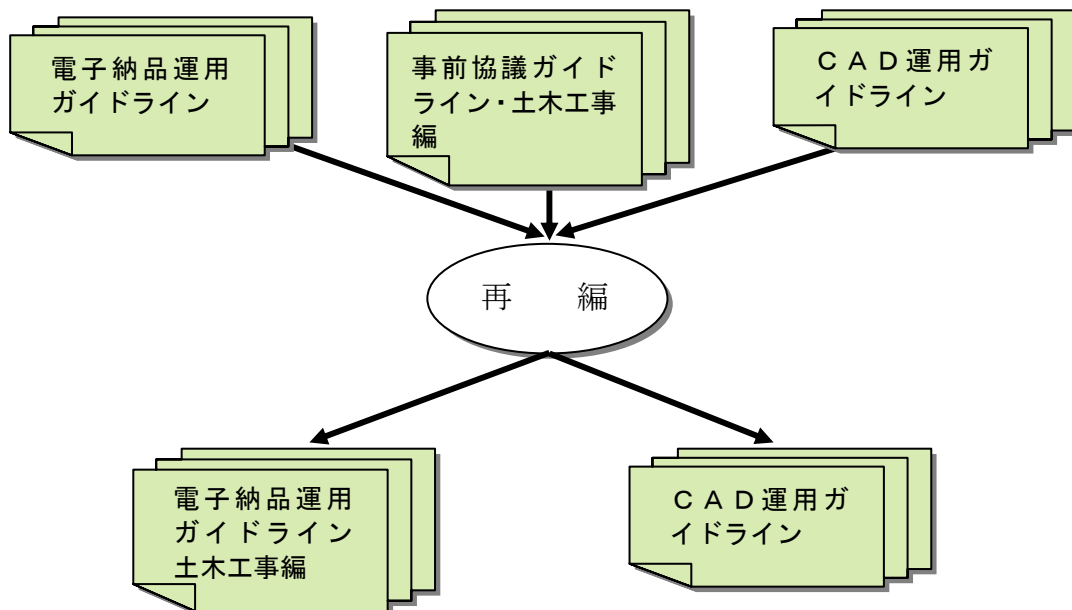
千葉県県土整備部は国土交通省のガイドラインに準拠しています。

平成17年8月に国土交通省のガイドラインが改訂されました。

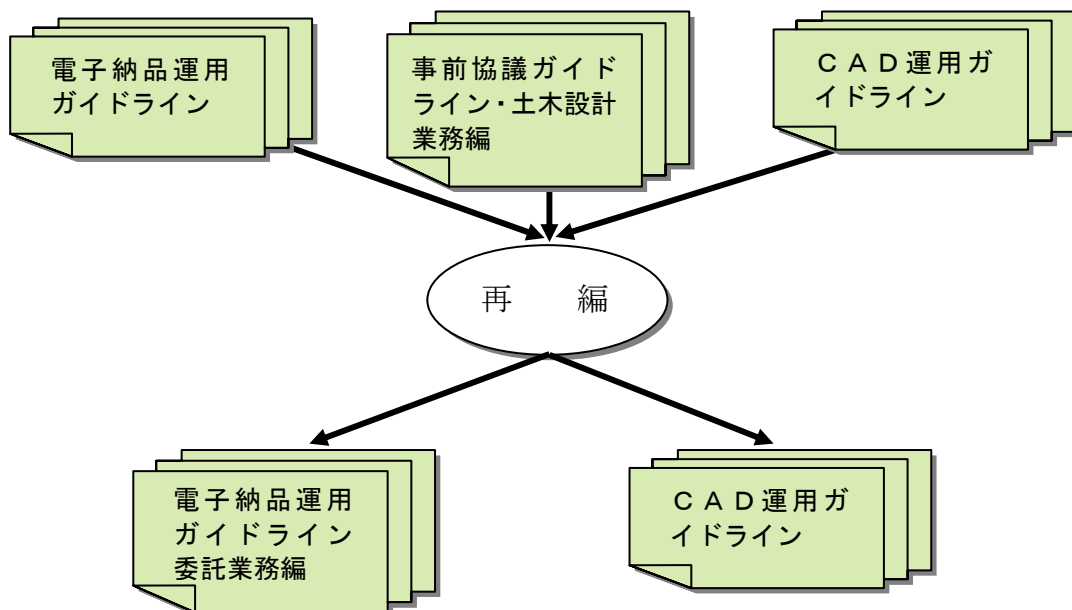
下図のとおり、事前協議ガイドラインの一部が廃止されましたが、これを参照している当部のガイドラインについても、改訂の必要が生じました。

国土交通省の改訂概要

- ・ガイドライン類の再編を実施した。（工事の場合）



- ・ガイドライン類の再編を実施した。（委託の場合）



- ・主に発注者が対象であったものを、受注者にも対象を広げて受注者が留意すべき事項を追加した。
- ・全体の作業を通じて参照できるよう、作業の流れに沿った構成にするとともに、内容を具体化して分かりやすくした。
- ・電子納品を実施する上で最低限留意すべき事項を示した基本編に加え、先進的な取組事例を示した発展編を追加した。
- ・工事編と委託編に分冊した。
- ・運用ガイドラインへ事前協議ガイドラインを統合・廃止した。
- ・運用ガイドラインに記載のあった CAD に関する内容を CAD ガイドラインへ反映した。
- ・電子納品の対象とする書類を判断する際の考え方を明示するとともに、対象書類の例を示した。
- ・スキヤニングによる電子化は行わないことを原則とした。
(電子化する場合、出来形管理、品質管理の測定者印は不要)

県土整備部の改訂概要

- ・義務付け書類は写真のみとするが、出来形管理及び品質管理報告書は受発注者協議の上、できるだけ電子化に取り組むものとした。
- ・発注図面の電子化実施計画を記載しました。
- ・発注図面を電子化する場合、決裁、閲覧、契約図書に用いる図面は、縮小図面でのよいこととしました。
(建設・不動産課から通知される予定です。但しあくまで正は電子図面です。)
- ・委託において図面が電子納品される場合、紙図面の提出要求を禁止とした。
- ・基準・要領類の適用版を最新のものからガイドラインに記載の版を適用することとした。

工事ガイドライン・抄

3.2.2 発注図面の電子化について

委託業務において図面が電子化されている場合、平成18年9月1日以降に契約する設計金額5千万以上の工事の図面は原則として電子化するものとします。また記載金額以下でも積極的に対応するものとします。

なお発注図面を電子化する場合、内部決裁、閲覧及び契約図書等に用いる図面はA3の縮小図面とし、縮小したものであることを表記します。またこの場合、電子化図面との同一性に留意してください。

発注図面の電子化実施計画は下表のとおりとします。

設計金額	5千万以上				
	3千万円以上		1千万円以上		
	発注図面全てを電子化				
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度

委託ガイドライン・抄

6.4.5 紙図面提出要求の禁止

成果品の納品時において、図面が電子化されて納品される場合、発注者は受注者に紙図面（マイラー原図を含む）の提出を要求してはならないものとします。

留意事項

- 1 工事において、写真の紙での納品は求めないこと。
- 2 委託の検査時においては、照査や最終協議段階で使用した紙資料で受験しても良いこと。
(黒表紙製本が必要な場合は、経費の積み上げ計上が必要です。)
- 3 発注時における事前協議を必ず実施し、後々のトラブルを起こさないこと。
- 4 委託において、貸与図面が紙図面やCAD製図基準に準拠していない場合、電子データでの納品を求めないこと。
- 5 CAD図面を特定のCADソフトの形式での納品を求めないこと。
(納品形式は、SXF(SFC)です。)
- 6 副本保管料の計上漏れの無いように留意すること。